

(写)

31 西 市 市 第 820 号  
令 和 元 年 9 月 4 日

西 東 京 市 監 査 委 員 櫻 井 勉 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 小 幡 勝 己 殿

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一

平成 30 年 度 定 期 監 査 の 結 果 に 基 づ く 是 正 ・ 改 善 措 置 に つ い て ( 通 知 )

平成 31 年 3 月 28 日 付 30 西 監 第 188 号 に よ り 是 正 ・ 改 善 措 置 を 求 め ら れ た 事 項 に つ い て 、 別 紙 の と お り 是 正 ・ 改 善 措 置 を 講 じ ま し た の で 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 199 条 第 12 項 の 規 定 に 基 づ き 通 知 し ま す 。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、仕様書と見積書の記載内容に不整合があるまま契約を締結しているものや、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているものなどが見受けられた。</p> <p>「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>課長、係長、出張所長会議による原因の分析と再発防止の確認を行い、課内全職員へ指摘事項を踏まえた注意喚起と再発防止に向け、改めて「契約事務の手引き」及び「主管課契約（請書契約）の手続チェックシート」の使用の徹底について周知した。</p>
指摘事項 2	<p>公印の管理について、西東京市公印規則では、市民課長が公印管守者となっている国民健康保険被保険者証検査印用の西東京市印の個数を4個と定めている。しかし、保管されている公印は6個で、公印印影簿にはこれらすべての印影が保存されていた。</p> <p>規則を見直すなど適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>課長、係長、出張所長会議による改善の確認を行った。</p> <p>また、課内全職員への当該指摘に関する周知を行うとともに公印の管理の徹底も周知した。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>公印の使用承認について、西東京市公印規則では、公印の押印を求めようとするときは、公印管守者又は公印取扱主任の承認を得ることを定めており、また、文書事務の手引では、回議用紙を用いないで決裁を受け施行する文書の場合は、公印押印申請書に必要な事項を記入し、公印管守者に提示することを定めている。しかし、回議用紙を用いないで決裁を受け施行する文書について、公印押印申請書を使用せず、課独自に公印使用簿に承認者欄を設けて承認を行っているもの、承認者欄を設けているものの承認のないもの、承認者欄を設けず公印を押印しているものが見受けられた。</p> <p>規則等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>課長、係長、出張所長会議による原因の分析と改善の確認を行い、課内の公印使用について協議し、公印使用の手順を改めた。</p> <p>また、課内全職員に指摘事項及び西東京市公印規則の周知を行った。</p>